



特定非営利活動法人 **Facilitator Fellows** 入会届

特定非営利活動法人 Facilitator Fellows 理事長殿

※は記入しないでください。

提出日 年 月 日

会員種別	<input type="checkbox"/> ①正会員 <input type="checkbox"/> ②購読会員 <input type="checkbox"/> ③賛助会員（個人） _____ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ④賛助会員（団体） _____ <input type="checkbox"/>		
お名前 または 団体名	(加)		
生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日 (歳)	居住地	市 区 町 村
住所等 連絡先	〒 電話（自宅） - - （携帯） - - Eメール @ Facebook <input type="checkbox"/> 利用している（アカウント名： _____） <input type="checkbox"/> 利用していない		
所属	※ 勤務先、所属団体、学校（学年）等をご記入ください ※ 団体会員の場合にはご担当者をご記入ください 名称： 役職： 職業：		

※携帯メール等での指定拒否をしている場合は、「@facili.jp」を許可してください。
※facebookをご利用の場合は会員グループへの登録が行えます。アカウントをお申し出ください
※ご記入いただいた個人情報は厳重に管理し、法人運営のみに使用いたします。

事務局 記載欄	<input type="checkbox"/> 入会承認日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 入会金納入日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 初年度会費納入日 年 月 日	④
------------	--	---

入会申込時における留意事項 【重要】

- 1) 入会にあたっては、定款（表1）の定めるところにより、本様式をもって理事長へ提出するものとします。
- 2) 会員種別により、年会費、入会金、附帯する権利及び得られる情報は異なります。（表2）

表1) 定款 第3章 会員（抜粋）

<p>第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体</p> <p>(3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人または団体</p> <p>(4) 購読会員 この法人の目的に賛同し、活動の情報を得ようとして入会した個人及び団体</p> <p>第7条 この法人の会員になろうとするものは、所定の入会届に必要な事項を記入して理事長に提出するものとする。</p> <p>2 理事長は入会申し込み者に対しては、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。</p> <p>3 理事長は入会を承認しない場合、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第8条 各会員は総会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき</p> <p>(3) 正当な理由なく会費を滞納し、督促をうけても1年以上納入しないとき</p> <p>(4) 除名されたとき</p> <p>第10条 会員はいつでも理事長に退会届を提出して退会することができる。</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) この定款等に違反したとき</p> <p>(2) この法人の名譽を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</p> <p>第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。</p>

表2) 2015年度会費・入会金及び附帯する権利

内容	正会員	講読会員	賛助会員 (個人・団体)
総会における議決権	○	×	×
ニュースレター「FF-News」のお届け	○	○	○
メールマガジン「FFメルマガ」のお届け	○	○	○
研究誌「Fellows」のお届け	○	○	○※1
会員支援事業の適用 ※WEB及びfacebook会員専用ページの閲覧等	○	○	○
研修参加費の割引 ※割引のない研修もあります	○	×	○※2 ※3

※1) 賛助団体会員は口数によらず、Fellows 発刊時に広告（無料）を掲載することができます。

※2) 賛助個人会員における研修参加費の割引は会費2口以上の会員に適用します。

※3) 賛助団体会員における研修参加費の割引は会費2口につき年間3回（人）分までとします。